

障害のある学生への支援に関する基本方針

平成 28 年 12 月 21 日制定

令和 7 年 10 月 1 日改正

基本理念

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「障害者の権利に関する条約」（平成 26 年 1 月に日本国批准）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、学生の障害の有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学の実現を目指す。なお「障害」については、法令、条例等に基づく制度などで、漢字表記が使用されているものを参照・引用しているため、漢字表記としている。

支援対象学生の定義

支援対象の障害のある学生とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」本学入学希望者及び本学学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。

合理的配慮に基づく支援

本学は、障害のある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障害の特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障害のある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を行う。合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」における「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

入学希望者の受け入れ及び学生の支援方針

本学は、基本理念に従い、障害のある学生に対して以下の方針に基づく支援を実施する。

- 1 入学希望者が障害を理由に受験を断念することがないようにする。
- 2 学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保できるようにする。
- 3 修学の権利が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図るようにする。

- 4 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア、大学行事への参加等、大学生活及び大学教育に関する事項とする。
- 5 入学希望者及び学生の個人情報（障害や相談の内容を含む）の保護を徹底する。
- 6 学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内のバリアフリー化に努める。
- 7 学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化するとともに、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努める。

支援体制

- 1 全学で協力して障害学生支援に取り組む。
- 2 障害学生支援に関する最高責任者は学長とする。
- 3 障害学生支援に関する全学的な方針策定と連携の調整は、障害学生支援委員会が行う。
- 4 受験生の障害支援の申し出に関する窓口は入試広報課とし、学生の障害支援の申し出に関する窓口は健康管理センターとする。
- 5 入学希望者及び学生への面談は、障害・疾患に関する知識を持った担当者及び学生（入学希望者を含む。）が所属する学部学科・研究科の担当者が行い、その結果を踏まえて「配慮願」を作成する。「配慮願」は障害学生支援委員会で審議し、その結果を受験生及び学生にフィードバックして調整する。
- 6 配慮内容の最終決定は、学部学科・研究科の会議で審議し、最高責任者が決定する。
- 7 決定された「配慮内容」は、入学希望者及び学生と共有する。
- 8 学生支援の実施主体は、学生が所属する学部学科・研究科とする。健康管理センター、学生・キャリア支援課、教務課は、学生が所属する学部学科・研究科と協力して支援の実施を補佐する。その他の課及びセンターは必要な業務において支援に取り組む。
- 9 学部学科・研究科の長は、障害学生支援委員会の学部学科・研究科の担当者と連携して、支援が促進されるように努める。